

関市自治基本条例 素案 (H25. 11. 22)

4 市民の権利と役割

(2) 市民の役割

- 1 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参画します。この場合において、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。
- 2 市民は、まちづくりを推進するために、自主的に活動を行い、自らの発言や行動に責任を持ちます。

<説 明>

この条項は、市民が主役のまちづくりを推進するために、市民自身の役割を規定する条項です。前条の市民の権利と一体的な条項です。

- 市民の役割とは、まちづくりの主体であるということを自らが認識し、行動することです。みんながそういう意識を持ち、地域社会に参加することで、暮らしやすいまちを実現します。
- 市民が行う自主的な活動は、市政を補完する働きを持ち、今後一層重要になってきます。そこで、市民が自らの責任において、まちづくりに関して、様々な発言や行動を行うことができる権利を保障します。

(3) 子どもの権利

子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参画することができます。

<説 明>

市民のうち、特に将来を担う子どもの権利について規定をする条項です。

- 子どもは市民の一員であり、関市の将来を担う重要な存在です。子どもの意見を行政が聞くことや、子どもが地域活動を行うことなど、まちづくりに参画する権利を持っています。

このように、子どもに関する条項をつくることにより、関市として、子どもを尊重していく姿勢を明確にします。

- 子どもの定義については、様々な権利条約（18 歳未満）や法律に定義があります。この条項では、子どもに関して、まちづくりに関する考え方を明らかにすることが目的であるため、「子ども」自体の定義はしてありません。

参考：「子供、子ども」の表記について（関市法制担当者）

- ・文部科学省内の公文書において統一表記「子供」にするもので、各市町村教委に「子供」を使うよう呼びかける考えはないとのこと。
 - ・関市の例規集で検索する限りでは、「子ども」の表記を使用する例として「子ども家庭課」をはじめとする固有名詞的に使用するもの以外には「福祉医療費助成」の条例及び規則で使用例が見られます。
 - ・「こども」の表記は、公文書的には「子供」でしょうし、関市公用文例規程中にも「子供ら」との使用例があります。何か特別な意味合いを持たせるような使用例として使うケースでなければ、常用漢字として表記の例がある「子供」を使用するのが通例なのではないでしょうか。
- ただし、全国の現行法令検索をすると「子ども」の使用例の方が多くみられます。

(4) 事業者等の社会的責任

事業者等は、自らの社会的責任を自覚し、地域社会への貢献に努めます。

<説 明>

事業者等（市内で市民活動や事業を営む個人、法人及び団体）の責務について規定をする条項です。

- 事業者等も地域社会をつくる大切な構成員であり、地域社会を担う一員として様々な役割を持っています。事業者等が、地域社会への責任を持ち、地域社会への貢献を視野において活動することが望まれます。

5 議会の役割

(1) 議会及び議員の役割

- 1 議会は、市民の期待に応え、市政の重要事項の決定並びに行政運営の監視及び評価を行います。
- 2 議員は、市民全体の利益を向上させるために、市民の多様な意見に耳を傾けるよう努めます。
- 3 議員は、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告するよう努めます。

<説 明>

市民のための議会及び議員の役割を規定する条項です。

- 議会の役割は、関市の最終的な意思を決定することと市政運営が適正に行われるか監視をすることです。これらの議会の役割は、常に、市民の意思のもとにあり、住民の代表として行われます。
- 議員は、幅広い市民の意見を聞き、市民全体の利益のために活動するように努めます。
また、議員は自らその活動を市民に伝え、市民に開かれた議会となるよう努めます。

6 行政の責務

(1) 行政の責務

行政は、議会の議決や法令等に基づく事務を執行するにあたり、市民の意思を反映させなければなりません。

<説 明>

市民、議会の役割等と同様に、行政の責務を規定する条項です。

- 行政は、議会の議決を受けた予算及び条例の執行、法令等による事務を行うにあたり、常に市民の意見を聞き、市民の意思を反映させなければなりません。

（２）市長の責務

- １ 市長は、自治体経営の方針を明らかにし、市民のために効率的な行政運営を行わなければなりません。
- ２ 市長は、市民のために、持続可能なまちづくりを推進しなければなりません。
- ３ 市長は、地域課題に的確に対応できる職員を育成しなければなりません。
- ４ 市長は、市民の意見を直接聴く機会を設けなければなりません。

＜説 明＞

行政のトップである市長の役割を規定する条項です。

- 市長は、行政を統括し、市の代表者として、市民のために効率的で効果的な行政運営を行わなければなりません。

また、自治基本条例の趣旨に則り、住民のために持続可能なまちづくりを推進しなければなりません。

- 市長は、地域の課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育み、市民サービスの向上につなげなければなりません。

- 市長と市民が直接対話をし、行政運営について、意見交換を行うことは、大変重要な意味を持っています。そこで、市長は、市民の声を直接聴く機会を設けなくてはなりません。

(3) 職員の責務

- 1 職員は、市民全体の奉仕者として、知識の習得と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければなりません。
- 2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民と信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進しなければなりません。

<説 明>

市長の補助機関である職員の役割を規定する条項です。

- 職員は、市民全体の奉仕者であることを認識して職務を全うします。
前条項で、市長は地域課題を解決できる職員を育てることを責務とすることから、職員は自ら自己研さんをして、知識の習得及び能力の向上に努めます。また、職務を公正かつ誠実に行わなければなりません。
- 現在、関市では「地域支援職員制度」があり、各地域委員会に4人ずつ職員を派遣しています。職員は地域の一員としての自覚を持ち、市民と職員がパートナーシップの信頼関係を築き、互いに協力連携しながらまちづくりを行わなければなりません。

7 行政運営

(1) 総合計画

- 1 市長は、計画的に市政を運営するため、この条例に基づいて基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。
- 2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。
- 3 市長は、総合計画の策定及び見直しにあたっては、広く市民の参画を得て行います。

<説 明>

市の最上位の計画である総合計画を策定することを規定する条項です。

- 総合計画は、市政運営の根幹をなす計画であり、市の事業が総合計画に基づいて総合的かつ計画的に行われるために策定します。
- 各種事業等が総合計画に基づいて行われているかどうかを管理するとともに、社会情勢や需要の変化など適切に見極め評価しなければなりません。
- 総合計画は、自治の基本原則で規定している市民参画により策定及び見直されなければなりません。

(2) 財政運営

- 1 市長は、将来にわたって健全な財政運営を維持するため、計画的で効率的な財政運営を行います。
- 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行します。
- 3 市長は、予算編成の過程及び予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

<説 明>

自立した自治を継続するために、中長期的な視点にたった計画的な財政運営を行うことを規定した条項です。

- 将来にわたって健全な財政運営を維持するため、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければなりません。
- 市の最上位の計画である総合計画を着実に推進するための予算を編成し、これを適正に執行しなければなりません。
- 予算編成の過程や財政運営に関する情報を市民に対して分かりやすく説明することでまちづくりの基本原則である情報共有を進めなければなりません。

(3) 行政評価

- 1 市長は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、市民参画のもとに行政評価を実施します。
- 2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映します。

<説 明>

行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつけることを規定する条項です。

- 地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、効率的かつ効果的な事業等を選択するため行政評価を実施します。また、市民自治を実現するために行政評価に市民の視点を取り入れなければなりません。
- 行政評価の透明性を確保するため、市民にとって分かりやすい指標等を用いて情報提供します。また、翌年度の予算編成等に反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させなければなりません。

(4) 危機管理

行政は、自然災害、重大な事故などの様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関との連携を図り、危機管理に努めます。

<説 明>

各種災害等緊急事態に対する危機管理について規定する条項です。

- 行政が各種災害等から市民の生命、財産を守るため、市民、議会、民間事業者、警察、県、近隣市町など関係機関と連携及び協力を図り総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

8 情報共有

(1) 情報の共有

- 1 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりに努めます。
- 2 行政は、市民が必要とする情報を、はやく、分かりやすく提供するように努めます。

<説 明>

関市自治基本条例における「情報共有の原則」を明らかにする条項です。

○まちづくりを行うために、市民、議会及び行政が、互いに情報を共有することが重要です。

「3 基本原則」の中で、「情報を共有するまちづくり」を規定しており、まず、市民、議会及び行政は、互いの持つ情報を共有することが必要です。

○行政は、市民に分かりやすく情報を伝えなければなりません。

行政が、様々な市政に関する情報を、市民に提供することにより、市民参画がさらに進むと思われます。

（２）個人情報の保護

市民及び行政は、まちづくりに関する個人情報の収集、利用及び提供について、適切に取り扱うよう努めます。

<説 明>

情報の公開や共有を自治の原則とするなか、個人情報については、適切な取扱いを行うことを定める条項です。

○行政は、個人情報をたくさん所有しており、その情報の収集、利用や提供については、行政の目的から逸脱することなく適切に使用しなければなりません。

○市民、自治会等が持つ情報には、独居老人、要援護者の情報、世帯名簿など、災害時に役立つ個人情報があります。それらの情報を適切に活用することは、安心して暮らせる地域をつくることに寄与します。

(3) 説明責任

- 1 行政は、市政運営の様々な情報を、市民に分かりやすく説明します。
- 2 行政は、市民の意見、提案及び要望に、誠実かつ速やかに答えます。

<説 明>

行政の説明責任に関する条項です。

○行政の説明責任は、市民の参画、市民との協働を推進する上で、前提となるものです。

○行政は、市政運営をする政策の立案、実施、評価の各段階において、市民に分かりやすく説明をしなければなりません。

○行政が、市民から様々な意見、提案及び要望を受けることは、住み良い関市をつくるために大切なことです。行政は、市民からの意見等には、誠実かつ迅速に答え、改善に努める必要があります。

9 参画と協働

(1) 審議会等

- 1 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。
- 2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

<説 明>

市民参画の視点を入れた審議会等の条項です。

○審議会等とは、地方自治法138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類する機関をいいます。

○審議会等の委員を選任する場合は、市民からの公募を原則とすることで、市民参画の機会をつくれます。なお、委員の選任は、公平かつ男女が平等であるなど、別途明確な選出基準を設けなければなりません。

○審議会等の会議は、原則、公開であり、それと同じく議事録も公開とします。広く市民に審議会等の情報を出すことで、行政への関心を高め、市民参画を促すことができます。政策、計画及び条例等に関する審議会の審議過程を市民に明らかにすることは、行政の基本姿勢になります。

（２）住民投票

- 1 市長は、市政に関する特に重要な事案について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

＜説 明＞

住民投票に関する条項です。

○住民投票は、住民の意見を市政に直接反映する手段として、直接民主制の手法である住民投票が実施できることを規定するものです。

住民投票は、市政の特に重要な事項に関して、住民に直接意見を聞き、その意見を市政に反映できる仕組みとして、自治基本条例に住民投票を規定することは重要です。

○住民投票を実施するために、その手続き等について、別途条例で定めることが必要になり、「常設型」と「個別型」の２つの条例パターンが考えられます。

「常設型」とは、別途条例を常設して、住民投票の実施に関する事項をあらかじめ定めておくものを言います。また、「個別型」とは、個別案件ごとに実施に関する条例をその都度定めるものを言います。

○地方自治法において、条例の制定に関する直接請求が規定されており、選挙権を有する者の５０分の１の署名が必要です。したがって、自治基本条例に特別の定めがなくても、「住民投票条例」制定の直接請求が可能です。関市の自治基本条例には、住民投票の条項に何を規定するか検討が必要です。

- ①単に住民投票ができると規定する
- ②住民投票の直接請求に関する事項まで規定する
- ③住民投票の投票資格に関する事項まで規定する
- ④住民投票の結果の遵守まで規定する

(3) パブリックコメント

- 1 行政は、重要な条例、計画、制度等を定めようとするときは、事前にその内容を公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。
- 2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を尊重して意思決定を行います。
- 3 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し、行政の考え方を公表します。

<説 明>

市の重要な施策等の決定過程に市民の意見を取り入れるパブリックコメントに関する条項です。

○市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとする前に、あらかじめ市民の意見を聞くパブリックコメントを自治基本条例に規定することにより、パブリックコメントを義務付けるものです。

○パブリックコメントにより寄せられた市民意見に対して、行政として説明責任を果たし、必ず市の考え方を回答しなければなりません。
また、寄せられた市民意見は尊重しなければなりません。

(4) 地域委員会の設立と支援

- 1 市民は、地域の課題を解決するため、概ね小学校区内の多様な団体で構成される地域委員会を設立することができます。
- 2 市民は、誰もが参加できる地域委員会の運営に努めます。
- 3 市民は、地域委員会が取り組む活動方針や内容を定めた地域振興計画の策定に努めます。
- 4 行政は、地域委員会の活動を支援し、協働します。

<説 明>

関市の地域づくりの主体となる地域委員会に関する条項です。

○概ね小学校区に一つ、地域の市民（住民、各種団体、NPO法人など）が主体となる地域課題を解決する組織、地域委員会（市民が主体となった地域づくり組織）を設立できます。

○地域委員会は、地域の課題や活動の方針、課題の解決策等を定めた地域振興計画を策定し、地域課題や活動を地域内の市民と共有します。また、地域委員会の活動には、誰もが参加できます。

○行政は、地域委員会の設立や活動を支援し、協働して、住み良い地域をつくれます。

(5) まちづくり市民会議の開催等

- 1 市長は、市民とともにまちづくりを進めるため、市民が自主的に参加し、市政に関する施策を提案するまちづくり市民会議を開催します。
- 2 市民は、まちづくり市民会議の運営に積極的に参加できます。
- 3 行政は、まちづくり市民会議を支援し、協働します。

<説 明>

市民からの政策提言を受ける会議体「まちづくり市民会議」に関する条項です。

○市政全般に関する課題を市民の視点から洗い出し、行政へ政策提言ができる会議体「まちづくり市民会議」を設置します。

行政だけで市の施策を考えるのではなく、市民が自ら市の施策を考えることにより、新しい施策をつくります。

○まちづくり市民会議は、市民で構成する会議体で、市の施策の課題、効果などの検討を行い、市民目線にたった施策の提言を行います。

○行政は、まちづくり市民会議の運営を支援し、市民からの提案を検討し、その実現に努めます。

(6) まちづくりに関する住民の満足度調査

- 1 市長は、まちづくりに関して、住民の満足度調査を毎年実施します。
- 2 市長は、住民の満足度調査結果を公表し、市政に反映します。

<説 明>

まちづくりに関する市民の意識調査の実施を市に義務づける条項です。

○市民の満足度を向上させることが行政の目的であり、市長は毎年、市民の意識調査を行うことで、施策の改善や充実を図ります。

○現在、関市では、年に一度、様々な分野の施策に市民の意見を反映するために市民の意識調査を行い、その結果を「まちづくり通信簿」として広く公開しています。

(7) 市民活動センターの設置等

- 1 市民は、市民活動団体の役割や意義を理解し、その活動に参加するよう努めます。
- 2 行政は、市民活動団体の自主性を尊重し、その活動を支援します。
- 3 市長は、市民と行政との協働を推進するため、関市市民活動センターを設置します。

<説 明>

公益的な市民活動に関する支援を規定する条項です。

○近年、ボランティア団体、NPO法人などの市民活動団体が果たす役割が重要になってきました。その活動は公益性があり、市民生活を豊かにする活動もあります。市民は、そのような公益的な市民活動が果たす役割、意義を理解して、その活動に参加することが重要です。

○市長は、公益的な市民活動の重要性に鑑み、市民活動助成金やNPO法人に対する認証事務など支援します。

○市民の自主的なまちづくりを推進するため、相談業務、コーディネート、活動の助言などを行う中間支援組織・関市市民活動センターを設置しています。

10 国、県及び他の自治体等との協力

(1) 国、県及び他の自治体との協力

行政は、より良い市政を運営するため、国、県その他の自治体と相互の主体性を尊重し、対等の立場で連携協力します。

<説明>

国、県その他の自治体の連携協力を推進する規定支援を規定する条項です。

○国、県及びその他の自治体とは、行政運営を行う上で、対等な立場で連携協力することが大切です。

自治を推進する上で、共通の課題の情報交換をして、課題解決のために連携をし、自治体間の交流を活発化しなければなりません。

○証明発行業務、観光分野、道路や公共交通網など広域的な自治体の連携により、さらに効果があがる事業があります。今後、一層、広域的な自治体の連携により、住みやすく快適な圏域をつくらねばなりません。

（２）他地域との交流

市民、議会及び行政は、国内外の団体や地域との多様な交流をまちづくりに生かします。

<説 明>

国際交流や国内他地域との交流に関する条項です。

○現代は、国際化の進展、交通網の発達、インターネット環境の整備など、他地域との人や団体との交流が容易にできるようになりました。

そのような時代にあって、広い視野を持って関市をみることが大切です。国内外の団体や他地域との交流を行うことで得られたことを、関市のまちづくりに生かすことで、新しい時代にふさわしい関市をつくることができます。

1 1 その他

(1) 条例の推進と見直し

- 1 市長は、この条例が定める目的の実現や運用を図るため、関市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。
- 2 市長は、推進委員会の組織及び運営に関し必要なことは、別に定めます。
- 3 市長は、この条例を見直す必要があるときは、推進委員会の意見を聴いて条例を見直します。

<説 明>

自治基本条例の適正な運用と推進を図るために設置する付属機関に関する条項です。

○自治基本条例が形骸化しないように、その運用や進捗を管理する「関市自治基本条例推進委員会」を設置します。

○この委員会の組織や運営については、他の条例や規則に委任します。

○市長は、社会情勢の変化など必要に応じて、推進委員会の意見を聴いて、本条例を見直します。

(2) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

<説 明>

自治基本条例の施行における他の規則等への委任に関する条項です。

○自治基本条例の施行に関して必要な事項は、他の規則等において明らかにします。